資料3

寒川町まちづくり推進会議内規

寒川町まちづくり推進会議規則（平成１９年寒川町規則第４号、以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、推進会議の内規を次のとおり定める。

（委員）

第１条　委員の選出母体及び人数は、次のとおりとする。

（１）公募による町民（５人以上）　　一般公募　（５人以上）

（２）町教育委員会の委員（１人）　　町教育委員会の推薦者　（１人）

（３）町農業委員会の委員（１人）　　町農業委員会の推薦者　（１人）

（４）町の区域内の公共的団体の役員又は職員（6 人）

町商工会の推薦者　（１人）

湘南地域連合の推薦者　（１人）

町ＰＴＡ連絡協議会の推薦者　（１人）

町民生委員児童委員協議会の推薦者　（１人）

町婦人会の推薦者　（１人）

町青年会議所の推薦者　（１人）

（５）学識経験を有する者（若干名）

大学教授又はこれに準ずる専門的研究者　（若干名）

２　役職等の異動等に伴う取り扱いは、次のとおりとする。

（１）前項第２号から第４号までの委員については、後任の委員として推薦された者を選任する。

（２）前項第５号の委員については、選考時の役職から変動があっても、本人からの辞任申し出がない限り、在任するものとする。辞任申し出があった場合は、同号に掲げる役職により後任者を選任する。

３　委員の任期の取り扱いは、次のとおりとする。

（１）寒川町自治基本条例第３０条第４項に規定する委員の任期２年の規定については、委員の委嘱の日から２年間とする。

ただし、特別の事情がある場合はその限りではない。

（２）前項各号の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事録）

第２条　会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

２　議事録の確定は、議長により指名された会議録承認委員２名による承認をもって行う。

附　則

１　この内規は、平成１９年９月１９日から施行する。
２　寒川町まちづくり推進会議委員の選考に係る内規（平成１９年４月１日施行）は、この内規の施行日をもって廃止する。

附　則

この内規は、平成２１年７月１７日から施行する。

附　則

この内規は、平成２４年１０月２２日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年８月１２日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年８月２７日から施行する。

附　則

この内規は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和元年１２月１３日から施行する。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。